

患者申出療養「パクリタキセル腹腔内投与及び静脈内投与並びに
S－1内服併用療法」に係る中間報告について

- 本技術については、先行して先進医療Bとして実施されたランダム化比較試験において標準治療に対する優越性が示されなかったことを受け、本技術についての中間報告を求めるべきとの指摘があり、第16回、第25回及び第32回患者申出療養評価会議（以下、会議）において東京大学医学部附属病院より中間報告書が提出された。
- 第32、33回会議において中間報告書に対する指摘を頂いたため、事務局より東京大学医学部附属病院に照会を行い、第33、34回会議において、その回答をご確認頂いた。
- この際、当該技術について、自由診療としても治療を提供している一方で、東京大学医学部附属病院としては新たな臨床研究を実施していない状況にあるため、本技術に係る本邦の研究の状況やガイドライン上での位置づけについて、日本胃癌学会に対し見解を照会してはどうかという御意見を頂いたところ。
- この度、事務局より日本胃癌学会に照会を行い、別紙の通り回答を得たのでご確認頂きたい。